

こども音楽療育士教育課程ガイドライン

23. 4. 1 制 定

本協会におけるこども音楽療育士の資格認定を受けようとする場合は、「こども音楽療育士資格認定に関する規程」をもとに教育課程を編成すること。更に詳しい授業内容については以下のガイドラインを参照のこと。

教育目標

音楽を通して、心身に何らかの障害のあるこども達の発達的な援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力とを養成することを教育目標とする。

I. 必修科目

こども音楽療育概論

障害のあるこどもの音楽療育に関する基礎・専門知識について学習する。心身の発達過程と音楽的発達との関係、音楽と遊びとの関係、音楽療育の意義と障害種別の具体的援助方法について学ぶ。

こども音楽療育演習

障害のあるこどもを対象とした音楽療育の実践方法に関する基礎と専門知識・技術技能について学習する。発達の援助のための音や音楽の使い方、障害種別、形態別（個別、集団など）の療育の具体的方法、楽器の活用法や身体活動と音楽との関連を視野に入れた実践方法について学ぶ。

こども音楽療育実習

施設、保育所、通園事業、児童デイサービス、障害のあるこども達とのグループ体験やボランティア活動、音楽療育に関するワークショップ参加等の観察実習、参加実習、体験学習を通して、音や音楽を使った音楽療育の具体的実践方法を学ぶ。

II. 選択科目

I 群 「障害児及び心理」関連分野

障害のあるこどもたちを理解するための保育、教育、福祉、更に心身の発達や障害特性の理解などを含む「障害児及び心理」の関連分野とする。

障害児保育、障害児教育、児童福祉、発達障害、保育の心理学、心身の発達、発達心理学、教育心理学、臨床心理学、障害児の心理、音楽心理 など

II 群 「保健」関連分野

こどもの保健や心とからだの健康など「保健」の関連分野とする。

こどもの保健、精神保健、精神医学、小児保健、心身医学 など

III 群 「音楽」関連分野

鍵盤楽器、打楽器、歌、身体表現、音楽遊びなど音楽の基礎理論や技能、表現など「音楽」の関連分野とする。

音楽表現、器楽、声楽、遊びと音楽、音楽、器楽活用法、即興伴奏法、ピアノ奏法、キーボード・ハーモニー、身体表現及び即興演奏法、リトミック、音楽理論、ソルフェージュ など